

コンピュータ新基準発効に伴う届出およびロゴ使用

本書は、新基準の発効日およびその前後期間における、届出およびロゴ使用の明確化を図るため、可能性のある全事例について検証し、今後の基本ガイドラインとすることを目的としています。

- 新基準に変更となる7月20日を境に、以下4ケースが考えられます（図1）。

ケース1：7月20日以降も製造・出荷・販売が継続するモデル（発売開始は7月20日以降であるが、製造がそれより前に開始され、7月20日以降も継続するモデルを含む）

ケース2：7月19日までに製造は終了するが、出荷・販売が7月20日以降も継続されるモデル

ケース3：7月20日以降に製造が開始されるモデル（新基準適合の届出が必要）

ケース4：7月19日までに製造・出荷・販売が終了するモデル（新基準適合の届出は不可）

- ケース1及び2を新旧基準への「適合する」／「適合しない」により区分し、それぞれの場合における届出およびロゴ使用について記載します。

※ 以下の表において、旧＝現行基準、新＝新基準、○＝適合する、×＝適合しない

表1 ケース1：7月20日以降も製造・出荷・販売が継続するモデル（発売開始は7月20日以降であるが、製造がそれより前に開始され、7月20日以降も継続するモデルを含む）

| | 旧 | 新 | 届出 | 7月20日以降のロゴの使用 |
|-------|---|---|----------------------------------|--|
| パターン1 | ○ | ○ | 新届出書にて届出し、適合を継続 | 届出により使用可 |
| パターン2 | × | ○ | 新届出書にて届出 | 届出により使用可 |
| パターン3 | ○ | × | 旧届出書による届出のみ (旧届出書は7月19日まで受付け) | 7月20日以降に製造する製品およびカタログについては、ロゴの使用は不可。 カタログ等については、原則、7月20日までに刷りなおしや旧基準のみの適合である旨の紙を差し込むなどの対応をすること。 |
| パターン4 | × | × | 不可 | 不可 |

表2 ケース2：7月19日までに製造は終了するが、出荷・販売が7月20日以降も継続されるモデル

| | 旧 | 新 | 届出 | 7月20日以降のロゴの使用 |
|-------|---|---|---|-----------------------------------|
| パターン1 | ○ | ○ | 旧届出書による届出のみ (旧届出書は7月19日まで受付け) 新基準による届出は不可 (新基準届出希望の場合はECCJに問合せのこと) | ロゴの継続使用可(この場合のロゴの使用は旧基準のみの適合を示す。) |
| パターン2 | × | ○ | 新基準による届出は不可 (新基準届出希望の場合はECCJに問合せのこと) | 不可 |
| パターン3 | ○ | × | 旧届出書による届出のみ (旧届出書は7月19日まで受付け) | ロゴの継続使用可(この場合のロゴの使用は旧基準のみの適合を示す。) |
| パターン4 | × | × | 不可 | 不可 |

いずれの場合についても、消費者に誤解を与えないよう流通サイドに情報の周知を行うこと。

図1 コンピュータ新基準発効に伴う届出およびロゴ使用の模式図

